

平成 31 年度第 2 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

平成 31 年 4 月 23 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 24 分

2 場 所

人事委員会 審理室（新宿モノリス 25 階）

3 出席者

（委 員）青山委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）小泉事務局長、須藤任用公平部長、田中試験部長、柴田審査担当部長、船川総務課長、田近任用給与課長、前田審査課長、白濱試験課長、森山研究調査課長、高木審査担当課長

4 議 事

<議 案>

第 2 号議案 東京都規則等の新設等について（勤務時間関係・給与関係）

第 3 号議案 平成 31 年度東京都職員採用試験（I 類 A・I 類 B）の合格予定者数等について

第 4 号議案 平成 31 年度東京都職員キャリア活用採用選考における第 3 次選考及び課長代理級職選考の実施に関する権限委任並びに合格基準の決定について

第 5 号議案 勤務条件についての措置の要求について

第 2 号議案 東京都規則等の新設等について（勤務時間関係・給与関係）

標記議案について、事務局から、平成31年度における夏季休暇の取得可能期間の拡大及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行等に伴い、各任命権者から申請があった規則の内容を説明し、申請のとおり承認したい旨を説明した。

- 1 平成31年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 2 平成31年度における学校職員の夏季休暇の特例に関する規則
- 3 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

委員より、捜査等業務手当の対象範囲について、刑事事件の捜査も含まれるのかとの確認があり、事務局から、そのとおりである旨、回答した。

委員より、夏季休暇期間の拡大について、本規則が新設されることで、今後、恒常化されるのかとの質疑があり、事務局から、本規則はあくまで平成31年度限りであり、来年度、夏季休暇期間を拡大する場合は、改めて規則を新設することになる旨、回答した。

委員より、規則上の元号表記について、都では5月以降、「令和」を使用することを、何を根拠に決めているのかとの質疑があり、事務局から、総務省からの通知に基づき、総務局文書課の通知により決めている旨、回答した。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

<以下、非公開案件>

第3号議案 平成31年度東京都職員採用試験（I類A・I類B）の合格予定者数等について

第4号議案 平成31年度東京都職員キャリア活用採用選考における第3次選考及び課長代理級職選考の実施に関する権限委任並びに合格基準の決定について

第5号議案 勤務条件についての措置の要求について

次回開催日程について

次回委員会は、令和元年5月17日（金）午前10時00分から開催することとした。